

区自治協議会条例案と中間報告素案との比較表

(下線は中間報告素案と条例案の主な変更点)

| 中間報告素案 | 条 例 案 | 備 考 |
|---|--|---|
| <p style="text-align: center;">新潟市区自治協議会設置条例</p> <p>(設置)</p> <p>1 <u>分権型社会の実現に向けて、市民と行政との協働による住民自治の推進を図るため、</u>地方自治法第252条の20第6項の規定に基づく協議会を、区ごとに置く。</p> <p>2 1に規定する協議会は、区自治協議会と称する。</p> <p>3 1に規定する区自治協議会の名称は、別表のとおりとする。</p> | <p style="text-align: center;">新潟市区自治協議会条例</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 <u>市民と市とが協働して地域のまちづくりや諸課題に取り組み、住民自治の推進を図るため、</u>地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第252条の20第6項の規定に基づく区地域協議会として、区ごとに区自治協議会を置く。</p> <p>2 区ごとに置く区自治協議会の名称は、別表に掲げるとおりとする。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・近年の新潟市の条例の例から、題名には「設置」の文言を入れない。(設置のみならず運営方法等も規定、例：新潟市結核審査協議会条例，新潟市都市計画審議会条例) ・区自治協議会の理念については、設置・運営のための条例であるため簡潔な表現とし、自治法の根拠規定を掲げることとする。 |
| <p>(委員の定数及び選任等)</p> <p>1 区自治協議会を組織する構成員は、区自治協議会委員(以下「委員」という。)と称する。</p> <p>2 委員の定数は、30人以内とする。</p> | <p>(組織)</p> <p>第2条 区自治協議会は、委員30人以内で組織する。<u>ただし、人口(法第254条に規定する人口をいう。)が10万人を超える区においては、その超える数が1万人を増すごとに1人を30人に加えた人数以内で組織するものとする。</u></p> | <ul style="list-style-type: none"> ・人口による定員増の規定を設ける。(区の人口が10万人を超える3つの区について適用される。自治法第254条の国勢調査等による人口を基準とする。) ・増員の対象となる区 2区(4人)、3区(7人)、7区(6人) |

| 中間報告素案 | 条 例 案 | 備 考 |
|--|--|--|
| <p>3 委員は、<u>区の区域内に住所を有する者(以下「区民」という。)</u>又は<u>区の区域内に主たる事務所を有し活動する団体(以下「区域諸団体」という。)</u>を代表する者で、次のいずれかに該当するものうちから、市長が選任する。</p> <p>コミュニティ協議会を代表する者</p> <p>公共的団体を代表する者</p> <p>市民活動団体を代表する者</p> <p>学識経験者</p> <p>公募による者</p> <p>その他市長が必要と認めたる者</p> <p>4 市長は、委員の選任に当たっては、区民及び区域諸団体の多様な意見が適切に反映できるものとなるよう配慮しなければならない。</p> | <p>2 委員は、<u>区の区域内に住所を有する者(第1号又は第2号に該当する者)にあっては、区の区域内に主たる事務所を有し、活動する団体が当該団体を代表する者として選出する者を含む。)</u>(以下「区民等」という。)で、次の各号のいずれかに該当するものうちから、市長が選任する。</p> <p>地域コミュニティ協議会(小学校又は中学校の通学区域を基本的な単位とし、当該区域内の住民及び自治会、町内会その他公共的団体等で構成された地域の諸課題等に取り組むための活動の主体となる組織をいう。)が構成員のうちから選出する者</p> <p>公共的団体等(地域コミュニティ協議会を除く。)が構成員のうちから選出する者</p> <p>学識経験者</p> <p>公募による者</p> <p>前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認めたる者</p> <p>3 市長は、前項の規定による委員の選任に当たっては、委員の構成が区民等の多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならない。</p> | <p>・「区の区内に住所を有する者」には、<u>自然人と法人が含まれるが、法人格のない社団等を代表する者も選任できること</u>などから、括弧による定義規定を設ける。</p> <p>・本来の代表者に限らず、構成員のうちから選出する者を選任できることを明記する。</p> <p>・第1号で「地域コミュニティ協議会」を定義する。</p> <p>・第2号は自治法第157条の「公共的団体等」とし、NPO等の市民活動団体も含むものとする。</p> <p>・衆議院及び参議院の総務委員会の附帯決議「<u>構成員の選任に当たっては、公平性、手続の透明性及び実質的参画に十分配慮するよう周知すること。</u>」を考慮し、委員の選任区分を明記する。</p> <p>・委員の改選時等には、委員による「<u>委員推薦会議</u>」を設置し、<u>区自治協議会の承認を経て、市長に委員を推薦することとし、推薦の手続を要綱等に規定する。</u></p> |

| 中間報告素案 | 条例案 | 備考 |
|--|--|---|
| <p>(委員の任期及び解任等)</p> <p>1 委員の任期は、<u>3年</u>とする。ただし、任期途中での委員の辞任に伴い、新たに選任されることとなる委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 委員は、再任することができる。ただし、再任は1回とする。</p> <p>3 委員は、「委員の定数及び選任等」の3本文に規定する要件を欠いた場合は、その職を失う。</p> | <p>(委員の任期等)</p> <p>第3条 委員の任期は、<u>2年</u>とする。ただし、辞職等又は増員に伴い、新たに選任されることとなる委員の任期は、他の委員の残任期間とする。</p> <p>2 市長は、委員を1回に限り再任することができる。</p> <p>3 委員は、前条第2項に規定する要件に該当しなくなったときは、その職を失う。</p> | <p>・委員の任期は、審議機関としての専門性と区民等の多様な意見の反映の双方に配慮する必要があるが、コミュニティ協議会の任期や再任による長期在任を考慮し2年とする。</p> <p>・第2条第2項の委員の要件である区の区域内に住所を有しなくなった場合や、第2号に掲げる公共的団体等の構成員でなくなった場合等は、失職する旨を規定する。</p> |
| <p>4 市長は、次のいずれかに該当する場合は、委員を解任することができる。</p> <p>心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合</p> <p>上記 に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合</p> | <p>(委員の解任)</p> <p>第4条 市長は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該委員を解任することができる。</p> <p>心身の故障のため、職務を行うことができないと認めるとき。</p> <p>前号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠くと認めるとき。</p> | <p>・第3条第3項の委員の失職規定に合わせ、委員の解任についても、市長の委員に対する解任権を改めて規定する。また、この規定により、第6条第5項の会長、副会長の解任規定の実効性も担保する。</p> |

| 中間報告素案 | 条例案 | 備考 |
|--|--|--|
| <p>(委員の報酬及び費用弁償)</p> <p>1 委員には，報酬を支給しない。</p> <p>2 委員が区自治協議会の会議等（別途規定）に出席したとき又は公務のため出張したときは，新潟市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例に規定する費用を弁償する。</p> | <p>(委員の報酬及び費用弁償)</p> <p>第5条 委員には，報酬を支給しない。</p> <p>2 委員が区自治協議会の会議（以下「会議」という。）に出席し，又は委員の職務として規則で定める職務を遂行したときは，<u>日額3,000円</u>を費用弁償として支給する。</p> <p>3 委員が職務のため出張したときは，新潟市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年新潟市条例第4号）別表第2に定める費用を弁償する。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・衆議院及び参議院の総務委員会の附帯決議では「原則として無報酬とするよう周知すること。」とされている。 ・定額費用弁償については，日額3,000円として，報酬を支給しない規定と合わせ，区自治協議会条例で規定する。 ・区自治協議会の会議のほか，費用弁償の支給対象となる職務として，区自治協議会会長会議及び連絡調整会議等の出席を規則で規定する。 |
| <p>(会長及び副会長)</p> <p>1 区自治協議会に会長及び副会長を置き，委員の互選によりこれを定める。</p> <p>2 会長及び副会長の任期は，区自治協議会の委員の任期とする。</p> <p>3 会長は，区自治協議会の事務を掌理し，区自治協議会を代表する。</p> <p>4 副会長は，会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは，その職務を代理する。</p> | <p>(会長及び副会長)</p> <p>第6条 区自治協議会に会長及び副会長を置き，委員の互選によりこれを定める。</p> <p>2 会長及び副会長の任期は，委員の任期とする。</p> <p>3 会長は，区自治協議会の事務を掌理し，区自治協議会を代表する。</p> <p>4 副会長は，会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは，その職務を代理する。</p> <p>5 <u>区自治協議会は，会議において出席委員の3分の2以上の者の同意があるときは，会長又は副会長を解任することができる。</u></p> | <ul style="list-style-type: none"> ・副会長の定数及び職務代理順位は，区自治協議会が定めることとし，その旨規則で規定する。 ・自治法の要請により第5項として会長，副会長の解任規定を設ける。互選による選任と同様に区自治協議会が解任できることとし，議会の重要議決の際の特別多数議決の例に準じて規定する。 |

| 中間報告素案 | 条例案 | 備考 |
|--|---|--|
| <p>(区自治協議会の役割等)</p> <p>1 区自治協議会は、区民及び区域諸団体の主体的な参加を求めつつ、多様な意見の調整及びとりまとめを行い、区役所と連携し、協働の要となるよう努め、次の2に掲げる役割を担うものとする。</p> <p>2 区自治協議会は、次に掲げる事項のうち、市長その他の市の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市長その他の市の機関に意見を述べることができる。</p> <p style="padding-left: 40px;">区役所が所掌する事務に関する事項</p> <p style="padding-left: 40px;">上記 に掲げるもののほか、市が処理する区の区域に係る事務に関する事項</p> <p style="padding-left: 40px;">市の事務処理に当たっての区民及び区域諸団体との連携の強化に関する事項</p> | <p>(区自治協議会の役割等)</p> <p>第7条 区自治協議会は、区民等の参画を通じて、多様な意見を調整し、その取りまとめを行い、区民等と市との協働の要となるよう努めるものとする。</p> <p>2 区自治協議会は、次に掲げる事項のうち、市長その他の市の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市長その他の市の機関に意見を述べることができる。</p> <p style="padding-left: 40px;">区役所が所掌する事務に関する事項</p> <p style="padding-left: 40px;">前号に掲げるもののほか、市が処理する区の区域に係る事務に関する事項</p> <p style="padding-left: 40px;">市の事務処理に当たっての区民等との連携の強化に関する事項</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・区自治協議会の役割を明確にするため、第27次地方制度調査会の答申及び自治法の趣旨に沿って、第1項として独立させて規定する。 ・自治法に規定されている区自治協議会の権限のうち基本部分について、重要な規定であるため、区自治協議会の役割として掲げる。 |

| 中間報告素案 | 条例案 | 備考 |
|--|---|--|
| <p>3 市長は、次に掲げる事項のうち、区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、区自治協議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>総合計画及びこれに準ずるものとして市長が認める計画に関する事項</p> <p>区役所が所管する施設の設置及び廃止に関する事項</p> <p><u>その他市長が必要と認める事項</u></p> <p>4 市長及びその他の市の機関は、上記2及び3の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。</p> | <p>3 市長は、次に掲げる事項のうち、区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、区自治協議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>総合計画及びこれに準ずる計画に関する事項</p> <p>区役所が所管する公の施設の設置及び廃止に関する事項並びに管理に関する基本的事項</p> <p><u>区役所が企画立案を行う施策のうち、市長が定める事項</u></p> <p>4 市長その他の市の機関は、前2項の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・第1号は、準ずる計画として、合併建設計画や区ビジョンまちづくり計画等が該当する。 ・第2号は、区の行政組織規則で規定予定の「区役所の所管する公の施設」を対象としている。 ・第3号は、「特色ある区づくり予算」等の区の提案型予算を想定しているが、市の施策により変動する要素が多い事項であるため、「市長が定める事項」として別に要綱等で定めることとする。 |
| <p>(会議の招集)</p> <p>1 区自治協議会の会議は、会長が招集する。</p> <p>2 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。</p> | <p>(会議の招集)</p> <p>第8条 会議は、会長が招集する。</p> <p>2 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・区自治協議会の運営の円滑化を図るため、自治法の議会招集規定の例に準じて規定する。 |

| 中間報告素案 | 条例案 | 備考 |
|--|--|--|
| <p>(会議の運営)</p> <p>1 会長は、区自治協議会の会議の議長となる。</p> <p>2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。</p> <p>3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>4 会議は、公開で行うものとする。ただし、議長が必要と認める場合は、会議に諮ったうえで公開しないことができる。</p> <p>5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。</p> <p>6 <u>5で規定する委員以外の者を会議に出席させた場合は、委員に準じ、「委員の報酬及び費用弁償」の2に規定する費用を弁償する。</u></p> | <p>(会議の運営)</p> <p>第9条 会長は、会議の議長となる。</p> <p>2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。</p> <p>3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>4 会議は、公開で行うものとする。ただし、議長が必要と認めるときは、会議に諮った上で公開しないことができる。</p> <p>5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・区自治協議会の組織及び運営に関しては、条例で定めることとされており、基本的に地域審議会の例に準じて規定する。 ・関係者の出席については、旅費条例の職員以外の者に対する交通実費等の規定を適用することとして、条例には規定しない。 |
| <p>(<u>部会の設置</u>)</p> <p>1 <u>区自治協議会は、その事務の一部について審議させるため、部会を置くことができる。</u></p> <p>2 <u>部会の組織及び運営に関し必要な事項は、区自治協議会が定める。</u></p> | | <ul style="list-style-type: none"> ・部会の設置が必要な場合は、区自治協議会が任意で設置することとし、条例には規定しない。また、任意の部会を通じた委員以外の区民等との協働を推進する観点からも、費用弁償の支給対象とはしない。 |

| 中間報告素案 | 条例案 | 備考 |
|---|--|---|
| <p>(連絡調整)</p> <p>区自治協議会は，別に定めるところにより，他の区自治協議会との連絡調整を行うことができる。</p> | <p>(連絡調整)</p> <p>第10条 区自治協議会は，規則で定めるところにより，他の区自治協議会との連絡調整を行うものとする。</p> | <p>・規則で連絡調整の会議として，区自治協議会会長会議及び連絡調整会議の設置を規定する。</p> |
| <p>(庶務)</p> <p>区自治協議会の庶務は，区役所で処理する。</p> | <p>(庶務)</p> <p>第11条 区自治協議会の庶務は，当該区自治協議会が置かれる区の区役所で処理する。</p> | |
| | <p>(委任)</p> <p>第12条 この条例に定めるもののほか，この条例の施行について必要な事項は，規則で定める。</p> | |
| | <p>附 則</p> <p>この条例は，平成19年4月1日から施行する。</p> | |